

特定非営利活動法人NPO人材開発機構

守秘義務に関する規定

2009年4月1日制定

特定非営利活動NPO人材開発機構(以下当法人という)は、福祉・教育などの分野で、非営利組織・団体等が、社会の一員として担っている重要な役割を的確に果たせるよう、その活動を支援し、かつ、事業基盤の強化発展に資することを使命として活動する。

ここに、「守秘義務に関する規定」を作成し、業務遂行にあたり、当法人の行動基準を定める。

1. 守秘義務に関する規定

- 1.1 当法人及びその業務に携わる者は、福祉サービス第三者評価(以下「第三者評価」とよぶ)あるいは事業運営支援業務(以下「支援業務」とよぶ)の遂行にあたり、収集する情報は、その業務の実施に必要な最小限の範囲に留めるとともに、それぞれ第三者評価あるいは支援業務以外の目的には絶対に使用してはならない。
- 1.2 当法人及びその業務に携わる者は、第三者評価あるいは支援業務の遂行にあたり、その業務遂行上で知り得たサービス事業者・支援依頼事業者やサービス利用者及びその家族に関する情報等を、その業務に直接携わった者以外の第三者に漏らしてはならない。
このことは、業務契約終了後も厳守しなければならない。
- 1.3 当法人及びその業務に携わる者は、第三者評価で実施した「利用者調査(家族調査含む)」、「事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果」及びサービス事業所から入手した資料については、記入者が特定されないように配慮の上、サービス事業者や他の第三者(一般市民など)に報告・公表しなければならない。
また、サービス事業者、あるいは他の第三者への漏洩を防ぐため、回答の記入されている各個別の「調査票」を管理責任者は評価業務終了後に廃棄処分としなければならない。
- 1.4 第三者評価に当たり、サービス事業者から提供された利用者及びその家族に関する個人情報が記載された書類については、原則その現場で使用し、サービス事業者の事業所から持ち出してはならない。また、各評価員・協力員の記録表には、極力記号化するなど、利用者及びその家族の実名を記録しないように配慮しなければならない。
- 1.5 第三者評価にあたり、サービス事業者から提供された事業者に関する情報の記載された書類などについては、「1.3項」の「利用者調査」及び「事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果」を除き、原則としてその現場で使用し、サービス事業者の事業所から持ち出してはならない。
ただし、サービス事業者の同意がある場合はこの限りではない。また、その資料の中で、個人が特定される記述がある場合は、その箇所を抹消する。

2. 業務遂行にあたる行動規範

- 2.1 当法人及びその業務に携わる者は、優れた事業運営に通じる実務知識の研鑽に努め、社会の一員として公正にして透明な第三者評価、あるいは支援業務に徹するとともに、積極的な社会貢献を通じて、良識ある市民として、真に豊かな社会の実現に寄与することに全力を尽くす。また、広く内外に知識を求め、識見を高めるとともに、絶えず人格の形成に努め、法と社会倫理に基づいて行動しなければならない。
- 2.2 当法人及びその業務に携わる者は、第三者評価の実施、あるいは支援業務の遂行にあたり、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権の尊重に細心の注意を払わなければならない。
- 2.3 当法人及びその業務に携わる者は、当該第三者評価に関する問合せや苦情に対応する窓口を設け、誠意を以って処理するとともに、サービス事業者、サービス利用者及びその家族などにこれを周知しなければならない。

以上